

第 1 章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画の期間
- 4 計画策定の方法

1 計画策定の背景と趣旨

全国的に少子高齢化が急速に進む中、子育てにおける不安や孤立感を抱える保護者の増加、家庭や地域の養育力の低下など、さまざまな課題への対応が求められており、子育て中の親や子どもを支援する次世代育成に関する施策の充実を図ることが急務となっています。国では、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体や事業主の行動計画策定を進めるなど次世代育成支援の推進を図ってきました。また、平成 15 年 7 月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成 16 年 6 月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の 4 つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的な実施計画について」(子ども・子育て応援プラン)を踏まえ、さまざまな対策を実施してきました。

こうした取り組みにもかかわらず、平成 17 年において、わが国は初めて総人口が減少に転じ、出生数 106 万人、合計特殊出生率が 1.26 と過去最低を記録するなど、予想を上回る少子化の進行がみられました。

このような動向を踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本」重点戦略検討会議では、結婚や出産・子育てに関する国民の希望の実現のために必要なものについて検討が進められ、平成 19 年 12 月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略がとりまとめられました。重点戦略では「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」が必要であるとされ、この実現のため平成 19 年 12 月に「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」がとりまとめられました。憲章では、就労による経済的自立が可能な社会、健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、多様な働き方・生き方が選択できる社会を目指すべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者が果たすべき役割を掲げています。また、行動指針においては、憲章が掲げる社会を実現するために必要な条件を示すとともに、各主体の取り組みを推進するための社会全体の目標を設定しています。

このような国の次世代育成支援に関する一連の流れを受け、子どもが健やかに成長することができ、だれもが安心して楽しみながら子育てができる地域を築くため、小郡市における子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していくことができるよう、小郡市次世代育成支援地域行動計画(後期計画)を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、平成 17 年度から 10 年間の時限立法として、平成 15 年 7 月に制定された「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく市町村行動計画にあたる小郡市の行動計画です。

子どもや子育て家庭などを対象とし、次世代育成支援地域行動計画（前期計画）の取り組みについて、評価・検証をしたうえで、小郡市が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。また、サービス利用者の意向及び生活実態を把握し、サービスの量的・質的なニーズを把握したうえで策定しました。なお、本計画の施策体系は、国の策定指針に基づいて策定しています。

また、本計画ではこれまでの市の取り組みとの継続性を保つとともに、さまざまな分野の取り組みを総合的、一体的に進めるために、上位計画や関連計画と整合性、連携を図っています。

根拠法令

< 次世代育成支援対策推進法 >

（市町村行動計画）

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定するものとする。

2 市町村行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標
- 二 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

3 市町村は、市町村行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（4～8 省略）

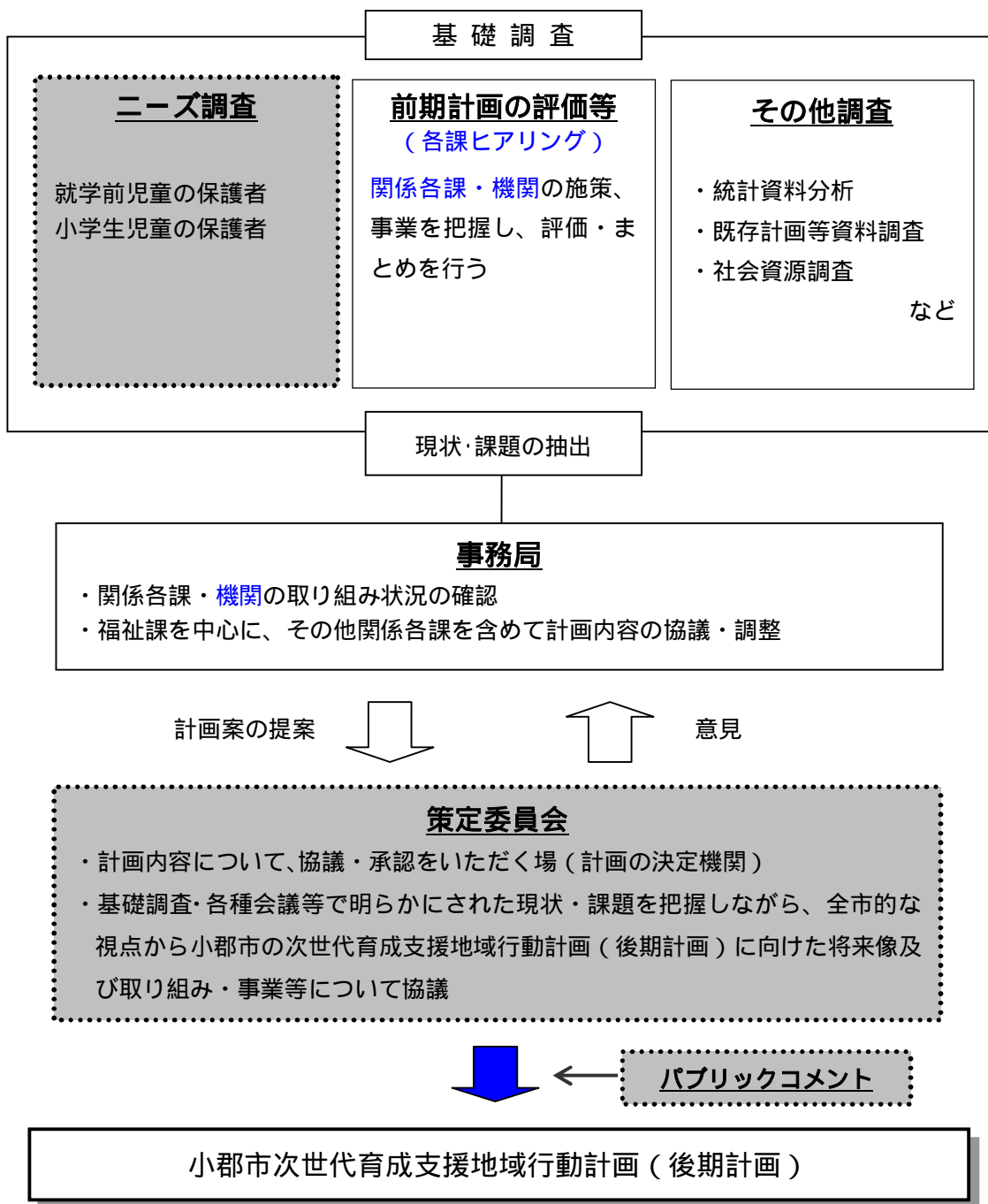
3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法において、市町村行動計画は5年を1期として策定することが定められています。小郡市においては、前期計画に関する必要な見直しを平成21年度に行ったうえで、平成22年度からの5年間を後期計画とします。

平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
小郡市次世代育成支援地域行動計画（前期計画）									
				見直し	小郡市次世代育成支援地域行動計画（後期計画） 【本計画期間】				

4 計画策定の方法

(1) 計画の策定体制



..... は、住民参加による策定プロセスを示す

(2) ニーズ調査の実施概要

目的

ニーズ調査は、小郡市次世代育成支援地域行動計画（後期計画）を策定するにあたり、保育ニーズや小郡市の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

調査概要

- ・調査地域 : 小郡市全域
- ・調査対象者 : 小郡市内在住の「就学前児童」をお持ちの世帯・保護者
小郡市内在住の「小学生児童」をお持ちの世帯・保護者
- ・抽出方法 : 住民基本台帳より、無作為抽出
- ・調査期間 : 平成 21 年 10 月 14 日～11 月 4 日
- ・調査方法 : 郵送による配布・回収

	配布票数	回収票数	回収率	有効票数	有効回収率
就学前児童	2,034 世帯	1,309 世帯	64.4%	1,308 世帯	64.3%
小学生児童	1,800 世帯	1,125 世帯	62.5%	1,124 世帯	62.4%

(3) 前期計画の評価（各課ヒアリング）の実施概要

目的

前期計画の評価（各課ヒアリング）は、実施事業の現状と課題を整理し、住民の子育て支援に関する要望・意見を踏まえた今後の事業展開・方向性を検討していくことを目的に実施しました。

調査概要

- ・調査対象者：関係各課・機関
- ・調査期間：平成 21 年 10 月
- ・調査方法：記入式調査票（ヒアリングシート）をもとに関係各課へ聞き取り